

公布された条例のあらまし

◆知事等及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

- 1 条例改正の目的
本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事の給料月額について特例的に減じている率の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成23年12月7日から適用することとした。

◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

- 1 条例改正の目的
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日
この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）

- 1 条例改正の目的
県民の利便の増進及び行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき県が本人確認情報を利用することができる事務を追加することとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 知事が保存期間に係る本人確認情報を利用することができる事務に、次に掲げる事務の一部を追加すること。（別表第1）
 - ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）による液化石油ガス販売事業の登録の申請等に係る事務
 - イ 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）による貸付金の償還に係る事務
 - ウ 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号）による奨学金の償還に係る事務
 - エ 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）による配置従事者の身分証明書の交付の申請等に係る事務
 - オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）による氏名等の変更の届出等に係る事務
 - カ 県が実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に伴う先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付等の申請等に係る事務
 - キ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による特別給付金の請求に係る事務
 - ク 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）による戦傷病者の死亡の届出に係る事務
 - ケ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による特別

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎知事等及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	3
◎高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	6
◎高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	6
◎高知県立自然公園条例及び高知県うみがめ保護条例の一部を改正する条例	10
◎高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	10

弔慰金の請求に係る事務

- コ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による特別給付金の請求に係る事務
- サ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）による特別給付金の請求に係る事務
- シ 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年高知県条例第2号）による修学資金の返還に係る事務
- ス 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護支援専門員の登録事項の変更の届出に係る事務
- セ 旧高知県老人福祉資金貸付け条例（昭和45年高知県条例第2号）による福祉資金の償還に係る事務
- ソ 県が実施する老人居室整備資金貸付事業による資金の償還に係る事務
- タ 高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）による年金管理者からの届出等に係る事務
- チ 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）による中小企業設備近代化資金の償還に係る事務
- ツ 旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）、旧中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）又は旧中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）による中小企業高度化資金の償還に係る事務
- テ 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）による農業改良資金の償還に係る事務
- ト 農薬取締法（昭和23年法律第82号）による販売者からの届出に係る事務
- ナ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）による登録の申請等に係る事務
- ニ 高知県獣医師修学資金貸与条例（平成4年高知県条例第3号）による修学資金の返還に係る事務
- ヌ 土地改良法（昭和24年法律第195号）による役員等の就退任等の届出に係る事務
- ネ 林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（平成15年法律第52号）による改正前の林業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による林業改善資金の償還に係る事務
- ノ 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）による沿岸漁業改善資金の償還に係る事務
- ハ 漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の申請等に係る事務
- ヒ 高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）による使用料等又はその延滞金の徴収に係る事務
- フ 高知県河川流水占用料等徴収条例（平成11年高知県条例第51号）による流水占用料等又はその延滞金の徴収に係る事務
- ヘ 高知県道路路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）による占用料又はその延滞金の徴収に係る事務
- ホ 高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）による屋外広告業の登録の申請等に係る事務
- マ 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）による家賃等の徴収に係る事務
- ミ 高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）による占用料等又はその

延滞金の徴収に係る事務

- ム 高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第52号）による占用料等又はその延滞金の徴収に係る事務
 - メ 高知県海岸管理条例（平成17年高知県条例第79号）による占用料等又はその延滞金の徴収に係る事務
 - モ 高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）による料金の徴収に係る事務
 - ヤ 災害時における県民の安否状況の確認その他災害の被災者に対して緊急に行うべき事務
- (2) 教育委員会が保存期間に係る本人確認情報を利用することができる事務に、次に掲げる事務の一部を追加すること。（別表第2）
- ア 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号）による修学奨励資金の返還に係る事務
 - イ 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）による奨学金の返還に係る事務
 - ウ 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）による奨学金の返還に係る事務
- 3 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）
- 1 条例改正の目的
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されることを考慮し、平成24年度に限り、高知県介護保険財政安定化基金の一部を取り崩し、平成24年度から平成26年度までの間の保険料率の増加の抑制を図るために市町村に対して交付する交付金等に充てることのできるようにすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）
- 1 条例改正の目的
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正により、特定非営利活動法人の所轄庁がその主たる事務所が所在する都道府県の知事等とされるとともに、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度が設けられること等に伴い、必要な規定の追加等を行うこととした。
- 2 主要な内容
- (1) 特定非営利活動法人の設立の認証関係
- ア 設立の認証に係る申請書等の補正の手続等について規定すること。（第4条）
 - イ 社員総会の議事録の作成を義務付けること。（第6条）
 - ウ 事業報告書等の作成及び備置きを義務付けること。（第11条）
 - エ 事業報告書等、役員名簿及び定款等は、県において謄写すること（複写することを含む。）ができること。（第13条）
- (2) 特定非営利活動法人の認定及び仮認定関係
- ア 認定の申請について規定すること。（第22条）
 - イ 認定申請の添付書類の備置き並びに役員報酬規程等の作成及び備置きを義務付けること。（第26条）

- ウ 役員報酬規程等の提出を義務付けること。（第27条）
- エ 認定申請の添付書類及び役員報酬規程等は、県において謄写すること（複写することを含む。）ができること。（第28条）
- オ 仮認定の申請等については、認定に係る規定を準用すること。（第29条及び第30条）

(3) 特定非営利活動法人に係る情報通信技術の利用関係

- ア 特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿及び定款等並びに認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の県における閲覧については、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができること。（第32条）
- イ 特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿及び定款等、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等その他の書類の作成及び備置き並びにその事務所における閲覧については、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行い、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行い、及び書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができること。（第33条）

3 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県立自然公園条例及び高知県うみがめ保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により自然公園法（昭和32年法律第161号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）が一部改正されたことを考慮し、県以外の地方公共団体による公園事業の執行等並びに国の機関及び地方公共団体によるうみがめの捕獲等に係る規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）

1 条例改正の目的

高知県立芸陽病院を廃止するとともに、高知県立安芸病院の名称を高知県立あき総合病院に変更し、併せて当該病院の病床数を変更することとした。

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

条 例

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第36号

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例（平成23年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（知事にあつては、平成23年12月6日）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等及び職員の給料等の特例に関する条例の規定は、平成23年12月7日から適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第37号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改める。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同条第7項」を「同条第8項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第38号

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項の(2)中「以下この表において同じ」を「以下この項から5の項までにおいて同じ」に改め、同表11の項を同表38の項とし、同項の前に次のように加える。

- 27 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）により貸し付けられた中小企業設備近代化資金の償還又はその違約金の徴収に係る中小企業設備近代化資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人若しくは貸付けを受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては貸付けに係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人又は当該中小企業設備近代化資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 28 中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）附則第16条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）、中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）附則第24条の規定による廃止前の中小企業事業団法又は中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号）第1条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法により貸し付けられた中小企業高度化資金の償還又はその違約金の徴収に係る中小企業高度化資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人若しくは貸付けを受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては貸付けに係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人又は当該中小企業高度化資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 29 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）により貸し付けられた農業改良資金の償還又はその違約金の徴収に係る農業改良資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人若しくは貸付けを受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては貸付けに係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人又は当該農業改良資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 30 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項又は第2項の規定による販売者からの届出に係る事実についての審査
- 31 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第6条第1項の規定による登録の申請、同法第13条第1項の規定による変更の届出、同条第2項の規定による登録を受けた者の地位の承継の届出、同法第16条の2第1項若しくは第3項の規定による指定配合肥料の生産業者からの届出、同法第22条の規定による特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者からの届出又は同法第23条の規定による販売業務についての届出に係る事実についての審査
- 32 高知県獣医師修学資金貸与条例（平成4年高知県条例第3号）により貸与された修学資金の返還又はその延滞利息の徴収に係る修学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該修学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の

事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

- 33 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項又は同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項（これらの規定を同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による役員又は清算人の就退任等の届出に係る事実についての審査
- 34 林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（平成15年法律第52号）第1条の規定による改正前の林業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）により貸し付けられた林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金（以下この項において「林業改善資金」という。）の償還又はその違約金の徴収に係る林業改善資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人若しくは貸付けを受けた法人（人格のない社団等を含む。以下この項及び35の項において同じ。）（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては貸付けに係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立された法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）若しくは清算人又は当該林業改善資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 35 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）により貸し付けられた経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金（以下この項において「沿岸漁業改善資金」という。）の償還又はその違約金の徴収に係る沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人若しくは貸付けを受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては貸付けに係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立された法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）若しくは清算人又は当該沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 36 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第2項の規定による漁船の登録の申請又は同法第17条第1項の規定による漁船の変更の登録の申請に係る事実についての審査
- 37 高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）による使用料、占用料若しくは土砂採取料又は高知県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年高知県条例第19号）によるその延滞金の徴収に係る使用の届出をし、若しくは使用、占用若しくは土砂採取の許可を受けた者若しくはその相続人又は使用の届出をし、若しくは使用、占用若しくは土砂採取の許可を受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては使用、占用若しくは土砂採取に係る権利義務を承継した法人又は当該権利義務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 別表第1中10の項を26の項とし、9の項を25の項とし、8の項を24の項とし、同項の前に次のように加える。
- 9 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）により貸与された医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後臨床研修奨励貸付金（以下この項において「貸付金」という。）の償還又はその延滞金の徴収に係る貸付金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該貸付金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 10 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例（平成20年高知県条例第5号）により貸し付けられた奨学金の償還又はその延滞利子の徴収に係る奨学金の貸付けを受けた

者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

- 11 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第151条第1項の規定による配置従事者の身分証明書の交付の申請又は高知県薬事法施行細則（昭和36年高知県規則第39号）第9条第1項の規定に基づく配置従事者の身分証明書の書換え交付の申請に係る事実についての審査
- 12 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第7条第1項（同令附則第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定による氏名若しくは居住地の変更の届出、同令第7条の2第1項の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請、同令第8条の規定による被爆者健康手帳の返還、同令附則第5条第1項において準用する同令第7条の2第1項の規定による第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証の再交付の申請又は同令附則第5条第1項において準用する同令第8条の規定による第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証の返還に係る事実についての審査。ただし、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当又は同法第31条の介護手当の受給権者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を除く。
- 13 県が実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に伴う先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付若しくは更新の申請又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者の氏名等の変更の届出に係る事実についての審査
- 14 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による特別給付金を受ける権利を有する者又はその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 15 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）第5条の規定による戦傷病者の死亡の届出に係る事実についての審査
- 16 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による特別弔慰金を受ける権利を有する者又はその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 17 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による特別給付金を受ける権利を有する者又はその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 18 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）による特別給付金を受ける権利を有する者又はその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 19 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年高知県条例第2号）により貸与された修学資金の返還又はその延滞利息の徴収に係る修学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該修学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 20 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の4の規定による介護支援専門員の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査
- 21 高知県老人福祉資金貸付け条例を廃止する条例（平成5年高知県条例第18号）による廃止前の高知県老人福祉資金貸付け条例（昭和45年高知県条例第2号）により貸し付けられた福祉資金の償還又はその延滞利子の徴収に係る福祉資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該福祉資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはそ

の相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

- 22 県が実施する老人居室整備資金貸付事業により貸し付けられた資金の償還又はその延滞利子の徴収に係る資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 23 高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）による年金を受ける権利を有する者又は年金管理者の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
別表第1の7の項を同表8の項とし、同表6の項の次に次のように加える。
7 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条第2項の規定による液化石油ガス販売事業の登録の申請、同法第8条の規定による販売所等の変更の届出又は同法第29条第2項若しくは同法第32条第2項において準用する同法第29条第2項の規定による保安機関の認定若しくは認定の更新の申請に係る事実についての審査
別表第1に次のように加える。
- 39 高知県河川流水占用料等徴収条例（平成11年高知県条例第51号）による流水占用料、土地占用料若しくは土石採取料その他の河川産出物採取料又はその延滞金の徴収に係る占用若しくは採取の許可を受けた者若しくはその相続人又は占用若しくは採取の許可を受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては占用若しくは採取に係る権利義務を承継した法人又は当該権利義務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 40 高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）による占用料又はその延滞金の徴収に係る占用の許可を受けた者若しくはその相続人又は占用の許可を受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては占用に係る権利義務を承継した法人又は当該権利義務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 41 高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第35条第1項の規定による屋外広告業の登録の申請又は同条例第38条第1項の規定による登録事項の変更の届出に係る事実についての審査
- 42 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）による家賃、使用料等の徴収に係る入居の決定（入居の承継の承認を含む。以下この項において同じ。）若しくは使用の許可を受けた者若しくはその相続人若しくは使用の許可を受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては使用に係る権利義務を承継した法人又は当該権利義務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人又は当該入居の決定若しくは使用の許可を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 43 高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）による占用料若しくは使用料又は高知県税外収入金の延滞金徴収条例によるその延滞金の徴収に係る占用若しくは使用の許可を受けた者若しくはその相続人又は占用若しくは使用の許可を受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては占用若しくは使用に係る権利義務を承継した法人又は当該権利義務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清

- 算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 44 高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第52号）による占用料若しくは土砂採取料又は高知県税外収入金の延滞金徴収条例によるその延滞金の徴収に係る占用若しくは土砂採取の許可を受けた者若しくはその相続人又は占用若しくは土砂採取の許可を受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては占用若しくは土砂採取に係る権利義務を承継した法人又は当該権利義務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 45 高知県海岸管理条例（平成17年高知県条例第79号）による占用料、土石採取料若しくは使用料又は高知県税外収入金の延滞金徴収条例によるその延滞金の徴収に係る占用、土石採取若しくは使用の許可を受けた者若しくはその相続人又は占用、土石採取若しくは使用の許可を受けた法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては占用、土石採取若しくは使用に係る権利義務を承継した法人又は当該権利義務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 46 高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）による料金の徴収に係る病院の利用者若しくはその相続人又は当該病院の利用者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 47 災害時における県民の安否状況の確認その他災害の被災者に対して緊急に行うべき事務のうち、次に掲げるもの
- （1） 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供に関する事務
- （2） 県外に避難している県民の安否の確認に関する事務
- 別表第2 教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	<p>1 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号）により貸与された修学奨励資金の返還又はその延滞利子の徴収に係る修学奨励資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該修学奨励資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は住所の確認</p> <p>2 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）により貸与された奨学金の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</p> <p>3 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）により貸与された奨学金の返還又はその延滞金の徴収に係る奨学金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</p> <p>4 高知県地域改善対策奨学金の貸与に関する条例を廃止する条例（平成14年高知県条例第31号）による廃止前の高知県地域改善対策</p>
-------	--

	<p>奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）により貸与された奨学金又は通学用品等助成金（以下この項において「奨学資金」という。）の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</p>
--	---

附 則
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年12月28日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第39号**  
**高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例**  
高知県介護保険財政安定化基金条例（平成12年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

- 附則に次の1項を加える。  
（平成24年度における処分の特例）
- 5 知事は、平成24年度に限り、第7条及び第8条の規定にかかわらず、第7条に規定する場合のほか、法附則第10条第1項の規定に基づき政令附則第3条に規定するところにより基金の一部を取り崩し、法附則第10条第2項及び第3項の規定によるほか、当該基金の一部を処分することができる。

**附 則**  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年12月28日
高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第40号
高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年高知県条例第43号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「の施行について」を「を施行するため、法、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）及び特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）に定めるもののほか、」に改める。
- 第2条から第11条までを次のように改める。
（設立の認証の申請）
- 第2条** 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、規則で定めるところにより、法第10条第1項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 法第10条第1項第2号ハの各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるものとする。
- （1） 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合

にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては、区）の長が発給する文書

(3) 当該役員が前2号の規定に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第3号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、第1項の規定による申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

（公告の方法及び縦覧の場所）

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、高知県公報に đăng載してこれを行うものとする。

2 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧は、規則で定める場所においてこれを行うものとする。

（申請書等の補正の手續等）

第4条 法第10条第3項の補正することができる軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものであると知事が認めるものとする。

2 法第10条第3項の規定に基づき第2条第1項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項の書類（以下この項において「申請書等」という。）の不備を補正しようとする者は、規則で定めるところにより、補正後の申請書等を添付した補正書を知事に提出しなければならない。

（設立の登記の届出手続）

第5条 法第13条第2項の規定により設立の登記の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

（社員総会の議事録の作成）

第6条 特定非営利活動法人は、社員総会の議事録を書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により作成しなければならない。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合は、前項の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を含めたものとしなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（役員の変更等の届出手続）

第7条 法第23条第1項の規定により役員の変更等の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「第1項の規定による申請の日」とあるのは、「法第23条第1項の規定に

よる届出の日」とする。

（定款の変更の認証の申請等）

第8条 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同条第4項の書類（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合にあっては、法第26条第2項の書類）を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第25条第5項において準用する法第10条第2項及び第3項並びに第12条の規定の適用を受ける場合における第4条の規定の適用については、同条中「法第10条第3項」とあるのは「法第25条第5項において準用する法第10条第3項」と、同条第2項中「第2条第1項」とあるのは「第8条第1項」とする。

（軽微な事項に係る定款の変更の届出）

第9条 特定非営利活動法人は、定款の変更（法第25条第3項の規定により知事の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、同条第6項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

（定款の変更の登記の届出手続）

第10条 法第25条第7項の規定により定款の変更に係る登記の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

（事業報告書等の備置き等）

第11条 特定非営利活動法人は、毎事業年度の初めの3月以内に、法第28条第1項に規定する事業報告書等を作成し、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第28条第2項の書類を、その事務所に備置かなければならない。

第14条を第34条とする。

第13条中「第44条の3」を「第75条」に、「第14条」を「第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）」に、「法第28条第1項」を「第11条第1項」に、「閲覧並びに法第35条第1項及び第10条の規定による作成及び備置き」を「備置き、法第28条第3項の規定による閲覧、法第35条第1項及び第20条の規定による作成及び備置き、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、法第52条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第26条第1項（第30条（第31条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第31条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による備置き、第26条第2項から第4項まで（これらの規定を第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに法第54条第5項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧」に、「書面の保存」を「書面（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第3号に規定する書面をいう。以下この条において同じ。）の保存（同法第2条第5号に規定する保存をいう。以下この条において同じ。）」に、「書面の作成」を「書面の作成（同法第2条第6号に規定する作成をいう。以下この条において同じ。）」に、「書面の縦覧等」を「書面の縦覧等（同法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条を第33条とする。

第12条中「第44条の2」を「第74条」に、「並びに法第29条第2項及び第7条の規定による閲覧並びに法第44条第3項及び前条」を「、第13条第1項の規定による閲覧及び第28条第1項（第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「書面等の縦覧

等」を「書面等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第3号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）の縦覧等（同法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。以下この条において同じ。））」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。））」を削り、同条を第32条とする。

第11条の次に次の20条を加える。

（事業報告書等の提出）

第12条 特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内に、前条第1項の事業報告書等のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第13条 知事は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（法第28条第3項第1号に掲げる事業報告書等をいい、過去3年間に提出を受けたものに限る。次項において同じ。））、役員名簿（法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。次項において同じ。））又は定款等（法第28条第2項に規定する定款等をいう。次項において同じ。））について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定める場所において、これを閲覧させ、又は謄写させるものとする。

2 前項の規定により事業報告書等、役員名簿又は定款等を謄写しようとする者は、高知県民室設置運営規則（平成15年高知県規則第95号）第11条及び第12条に定めるところにより、当該事業報告書等、役員名簿又は定款等を複写することができる。

（事業の成功の不能による解散の認定の申請手続）

第14条 法第31条第3項の規定により解散の認定の申請をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書面のほか、申請書を知事に提出しなければならない。

（解散の届出手続）

第15条 法第31条第4項の規定により解散の届出をしようとする清算人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

（清算人の就任の届出手続）

第16条 法第31条の8の規定により就任の届出をしようとする清算人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

（残余財産の譲渡の認証の申請）

第17条 清算人は、法第32条第2項の規定に基づき残余財産の譲渡の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（清算終了の届出手続）

第18条 法第32条の3の規定により清算終了の届出をしようとする清算人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

（合併の認証の申請手続）

第19条 法第34条第4項の規定により合併の認証の申請をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類及び法第10条第1項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第34条第5項において準用する法第10条及び第12条の規定の適用を受ける場合における第2条（第1項を除く。）及び第4条の規定の適用については、第2条第2項中「法第10条第1項第2号ハ」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハ」と、同条第3項中「前項第3号」とあるのは「第19条第2項の規定により適用する前項第3号」と、同条第4項中「第2項各号」とあるのは「第19条第2項の

規定により適用する第2項各号」と、「第1項」とあるのは「法第34条第4項」と、第4条中「法第10条第3項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第3項」と、同条第2項中「第2条第1項」とあるのは「第19条第1項」とする。

（合併の場合の貸借対照表等の作成及び備置き）

第20条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）についてこれを作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをそれぞれの事務所に備置置かなければならない。

（合併の登記の届出手続）

第21条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定により合併の登記の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項の書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

（認定の申請）

第22条 特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

（認定の有効期間の更新の申請手続）

第23条 法第51条第3項の規定により認定の有効期間の更新の申請をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第5項において法第44条第2項第1号に係る部分を除いて準用する同項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、同項第2号及び第3号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等に係る特例）

第24条 法第52条第1項の規定により法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定の適用を受ける場合における第7条、第9条、第10条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「特定非営利活動法人」とあるのは「県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（高知県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人を除く。）」と、第7条中「法第23条第1項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条第1項」と、同条第2項中「法第23条第2項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条第2項」と、第9条中「同条第6項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項」と、第10条中「法第25条第7項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項」とする。

2 県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（高知県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人を除く。）は、高知県知事以外の所轄庁から法第25条第3項の定款の変更の認証を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、法第52条第2項の書類のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

（認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出手続）

第25条 法第53条第1項の規定により代表者の氏名の変更の届出をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等）

第26条 認定特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けたときは、同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、同条第1項の認定の日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第54条第2項各号に掲げる書類を作成し、同項第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、同項第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。次条第2項において同じ。）を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前に作成が困難なときにあつては、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第27条 認定特定非営利活動法人（県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（高知県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人を除く。）を含む。次項において同じ。）は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内に、法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出を行うときは、規則で定めるところにより、前条第3項又は第4項の書類のほか、届出書を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出は、助成金の支給を行ったときにあつては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出を行うときにあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の届出が困難なときにあつては、事後遅滞なく）、これをしなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第28条 知事は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた法第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類、法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は第26条第3項若しくは第4項の書類（過去3年間に提出を受けたものに限る。）（次項において「役員報酬規程等」と総称する。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、規則で定める場所において、これを閲覧させ、又は謄写させるものとする。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定により役員報酬規程等を謄写しようとする者について準用する。

（仮認定の申請）

第29条 第22条の規定は、法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第22条中「同条第2項各号」とあるのは、「法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と読み替えるものとする。

（仮認定特定非営利活動法人についての認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第30条 法第62条において読み替えて準用する法第46条から第50条まで、第52条から第56条まで並びに第57条第2項及び第3項の規定の適用を受ける場合における第24条から第

28条までの規定の適用については、これらの規定中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「仮認定特定非営利活動法人」と、第24条第1項中「法第52条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第1項」と、同条第2項中「法第52条第2項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第2項」と、第25条中「法第53条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第53条第1項」と、第26条第1項中「法第44条第1項の認定」とあるのは「法第58条第1項の仮認定」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項の認定」とあるのは「法第58条第1項の仮認定」と、同条第2項中「法第54条第2項各号」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項各号」と、同条第4項中「次条第2項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する次条第2項」と、第27条第1項中「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、同条第2項中「前条第3項又は第4項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前条第3項又は第4項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前項」と、第28条第1項中「法第44条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、「第26条第3項若しくは第4項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する第26条第3項若しくは第4項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前項」とする。

（認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請手続等）

第31条 法第63条第3項の規定により同条第1項又は第2項の認定の申請をしようとする特定非営利活動法人は、法第34条第4項の規定による合併の認証の申請に併せて、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第63条第1項の認定について法第63条第5項において準用する法第44条第2項及び第3項、第45条、第47条から第49条まで並びに第54条第1項の規定の適用を受ける場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「認定特定非営利活動法人としての地位を承継する特定非営利活動法人」と、「法第44条第1項」とあるのは「法第63条第1項」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項」とあるのは「法第63条第1項」とする。

3 法第63条第2項の認定について法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項及び第3項、第59条並びに法第62条において読み替えて準用する法第47条から第49条まで及び第54条第1項の規定の適用を受ける場合における前条の規定により読み替えて適用する第26条第1項の規定の適用については、前条中「法第62条において読み替えて準用する法第46条から第50条まで、第52条から第56条まで並びに第57条第2項及び第3項」とあるのは「法第63条第5項において準用する法第62条において読み替えて準用する法第47条から第49条まで及び第54条第1項」と、「第24条から第28条まで」とあるのは「第26条第1項」と、「これらの規定中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「仮認定特定非営利活動法人」と、第24条第1項中「法第52条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第1項」と、同条第2項中「法第52条第2項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第2項」と、第25条中「法第53条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第53条第1項」と、第26条第1項中「法第44条第1項の認定」とあるのは「法第58条第1項の仮認定」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「同条第2項において準用する法第44条第2項

第2号及び第3号」と、「同条第1項の認定」とあるのは「法第58条第1項の仮認定」と、同条第2項中「法第54条第2項各号」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項各号」と、同条第4項中「次条第2項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する次条第2項」と、第27条第1項中「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、同条第2項中「前条第3項又は第4項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前条第3項又は第4項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前項」と、第28条第1項中「法第44条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、「第26条第3項若しくは第4項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する第26条第3項若しくは第4項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前項」とあるのは「同項中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継する特定非営利活動法人」と、「法第44条第1項」とあるのは「法第63条第2項」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項」とあるのは「法第63条第2項」ととする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の高知県特定非営利活動促進法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等（申請、届出及び提出をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた申請等については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県立自然公園条例及び高知県うみがめ保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第41号**

**高知県立自然公園条例及び高知県うみがめ保護条例の一部を改正する条例**

(高知県立自然公園条例の一部改正)

**第1条** 高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第4項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「記載した」を「記載した協議書又は」に改め、同条第5項中「前項の」を「前項の協議書又は」に改め、同条第6項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第7項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「記載した」を「記載した協議書又は」に改め、同条第8項中「前項の」を「前項の協議書又は」に改める。

第12条第1項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第14条第1項中「第10条第2項の同意又は同条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条第2項中「第10条第2項の同意又は同条第3項」を「第10条第3項」に、「当該同

意又は認可」を「当該認可」に改める。

第31条第4項中「協議し、同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第33条中「すべての」を「全ての」に改める。

第43条第1項から第3項まで及び第5項中「さく等」を「柵等」に改める。

(高知県うみがめ保護条例の一部改正)

**第2条** 高知県うみがめ保護条例（平成16年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「知事に協議し、その同意を得なければ」を「、知事に協議しなければ」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高知県立自然公園条例（次項において「旧条例」という。）第10条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、第1条の規定による改正後の高知県立自然公園条例（次項において「新条例」という。）第10条第4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。
- 第1条の規定の施行の際現に旧条例第10条第6項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、新条例第10条第7項の規定による協議書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。

~~~~~

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項の表中

「

名 称	位 置	病 床 数
高知県立安芸病院	安 芸 市	258床
高知県立芸陽病院	安 芸 市	153床

」

を

「

名 称	位 置	病 床 数
高知県立あき総合病院	安芸市	348床

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に高知県立安芸病院及び高知県立芸陽病院がした処分その他の行為は、高知県立あき総合病院がしたものとみなす。
（高知県立病院事業料金徴収条例の一部改正）
- 3 高知県立病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。
別表中「高知県立安芸病院」を「高知県立あき総合病院」に改める。